

四日市市告示第92号

四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月23日

四日市市長 森 智広

四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議設置要綱の一部を改正する要綱

四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議設置要綱（平成25年四日市市告示第145号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(要保護児童対策調整機関)</p> <p>第10条 市長は、法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関として、<u>こども未来部こども家庭課</u>を指定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 ネットワーク会議の庶務にあたっては<u>こども未来部こども家庭課</u>及び市民文化部男女共同参画課男女共同参画センターが相互に協力し、情報の提供、協議等に関しては真摯に対応するものとする。</p>	<p>(要保護児童対策調整機関)</p> <p>第10条 市長は、法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関として、<u>こども未来部こども保健福祉課家庭児童相談室</u>を指定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 ネットワーク会議の庶務にあたっては<u>こども未来部こども保健福祉課家庭児童相談室</u>及び市民文化部男女共同参画課男女共同参画センターが相互に協力し、情報の提供、協議等に関しては真摯に対応するものとする。</p>

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(こども未来部こども保健福祉課)